

証券コード 6079
平成28年10月26日

株 主 各 位

(本 店)
東京都足立区千住一丁目4番1号
東京芸術センター
(本社事務所)
東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1
御茶ノ水ファーストビル
株 式 会 社 エ ナ リ ス
代表取締役社長 村 上 憲 郎

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当社定款を次のとおり変更いたしました。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第30条 (取締役の会社に対する責任の制限) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第30条 (取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

<p>第40条（監査役の<u>会社に対する責任の制限</u>） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第40条（監査役の<u>責任限定契約</u>） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
---	--

第2号議案

取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に小林昌宏、井村勝、中桐功一郎の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上